

技能者表彰実施要領

附 技能者表彰規程

(昭和42年労働省告示第38号)

技能者表彰審査委員規程

(昭和42年労働省訓第8号)

平成26年度

厚生労働省職業能力開発局

目 次

○ 技能者表彰実施要領	1
1. 推薦を行うことができる者について	1
2. 被推薦者について	1
3. 推薦手続について	1
4. 被推薦者の審査	4
5. 表彰の実施等について	4
6. 表彰状等の返納について	4
7. 推薦に当たっての注意事項	4
○ 職業部門、職業分類及び職種（例示）（実施要領 別表）	5
○ 「全国的な事業主団体等」の考え方について	19
○ 都道府県知事又は全国的な事業主団体等による推薦	20
○ 一般の推薦者による推薦	32
○ 調書記載要領（実施要領 別添）	42
【調書1】	42
【調書2】	45
【附録】	
○ 技能者表彰規程（昭和42年労働省告示第38号）	52
○ 技能者表彰審査印規程（昭和42年労働省訓第8号）	56

技能者表彰実施要領

技能者表彰規程（昭和 42 年労働省告示第 38 号。以下、「規程」という。）第 6 条に基づき、平成 26 年度の卓越した技能者の表彰の実施に関し必要な細目を以下のとおり定める。

1. 推薦を行うことができる者について

推薦を行うことができる者（以下「推薦者」という。）及びその推薦者の推薦範囲は以下のとおりとする。

- (1) 都道府県知事・・・当該都道府県の区域内に就業している者
- (2) 全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくはその連合体又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「全国的な事業主団体等」という。）・・・全国的な事業主団体等を構成する企業等に雇用される者等（19 ページ参照）
- (3) 満 20 歳以上の者（以下「一般の推薦者」という。）・・・就業しているすべての技能者

2. 被推薦者について

推薦者は、以下のすべての要件を充たす者のうちから被推薦者を選考して、厚生労働大臣に推薦するものとする。

- (1) 技能の程度が卓越しており、当該技能において国内で第一人者と目されていること。
- (2) 推薦日現在において、現役の技能者として就業していること。
この場合、その者の就業上の地位（自営業主、家族従業者、雇用者等）は問わないものであること。また、卓越した技能を有する者が、職業訓練指導員として、事業内職業訓練又は公共職業訓練において、当該卓越した技能について、実技指導を行っている場合等を含むものであること。
- (3) 就業を通じて、後進技能者の技能の指導又は教育に携わり、技能者の育成に寄与したこと、技能に関する工夫、改善等によって生産性を向上させたこと等により、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。
- (4) 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。また、過去（推薦日以前）において 禁錮以上の刑に処せられたことのないこと。

3. 推薦手続について

- (1) 被推薦者の選考について

推薦者は、以下に示すところにより、真に表彰されることがふさわしい者を別表に定める職種に従って選考し、平成 26 年 3 月 31 日（月）までに推薦するものとする。

なお、当該技能に関し叙勲又は褒章を受けたことのある者は推薦の対象とならないので留意すること。（叙勲又は褒章の受章予定者も対象外とする。）

ア. 「都道府県知事」による推薦

推薦数の制限はないが、1 つの職種（別表 職業部門、職業分類及び職種（例示）の表中「職種（2）」欄に掲げる職種をいう。）について 1 名とする。また、推薦にあつては広く民間産業団体、商工会議所、経営者団体、市町村等から推薦を求め、選考に当たって必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を置くなどして、公平かつ適切に行うこと。

イ. 「全国的な事業主団体等」による推薦

推薦数は1名とする。また、推薦にあつては広く傘下の団体、団体を構成する企業等から推薦を求め、選考に当たって必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を置くなどして、公平かつ適切に行うこと。

ウ. 「一般の推薦者」による推薦

推薦数は1名とする。推薦者は、その推薦に賛同する者2名の賛同を得て推薦を行うこと（自薦はできないこと）。また、賛同者は満20歳以上であり、かつ、推薦者、被推薦者及び賛同者が二親等以内（配偶者を含む。）の親族関係にないこと。

なお、賛同者が賛同する被推薦者は1名とする。

(注) 「一般の推薦者」による推薦は、市井の人目に付きにくい分野等で活躍する優れた技能者を把握するために設けたものであることから、この趣旨に合致しない目的や方法による推薦は行わないこと。

(2) 推薦書類の提出について

推薦者は、被推薦者ごとに以下の書類を一括して提出すること。

イ. 都道府県知事又は全国的な事業主団体等による推薦（20ページ以降参照）

- (イ) 推薦書（様式任意）…………… 1部
- (ロ) 被推薦者名簿（様式第1）（注1）…………… 1部
- (ハ) 調書…………… 1部
 - 都道府県知事（様式第2の1）
 - 全国的な事業主団体等（様式第2の2）
- (ニ) 専門的・技術的分野に関する用語等の資料（様式任意）（注2）…………… 1部
- (ホ) 作品及び作業風景の写真をA4版紙面10枚以内に貼り付けたもの及びそのカラーコピー（注3）…………… 各1部
- (ヘ) 住民票の写し（被推薦者のもの、A4版で統一、又はA4版の紙面に貼り付けたもの）…………… 1部
- (ト) その他の資料（注4）

ロ. 一般の推薦者による推薦（32ページ以降参照）

- (イ) 推薦書（様式任意）…………… 1部
- (ロ) 調書（様式第2の3）…………… 1部
- (ハ) 専門的・技術的分野に関する用語等の資料（様式任意）（注2）…………… 1部
- (ニ) 作品及び作業風景の写真をA4版紙面10枚以内に貼り付けたもの及びそのカラーコピー（注3）…………… 各1部
- (ホ) 推薦理由書（様式第3の1）…………… 1部
- (ヘ) 賛同理由書（賛同者2名分）（様式第3の2）…………… 1部
- (ト) 住民票の写し（被推薦者のもの A4版で統一、又はA4版の紙面に貼り付けたもの）…………… 1部
- (チ) その他の資料（注4）

注1 被推薦者名簿

都道府県知事からの推薦にあつては、被推薦者数が多く1枚に記入することができない場合は、2枚目以降に記入すること。

注2 用語集

専門的・技術的用語等についてはすべてふりがな及び解説を付すこと。

注3 作品及び作業風景の写真

作品及び作業風景の写真を各1枚以上、A4版紙面に貼り付け、同紙面右上に職業部門と氏名を記入すること。

それぞれの写真は2枚以上であっても差し支えないが、A4版10枚以内の台紙に収まるようにすること。

なお、作業風景の写真については、いわゆるカメラ目線のものではなく、本人が作業に従事しているものを添付すること。

また、同紙面のカラーコピー1部を同封すること。

注4 その他の資料

被推薦者に係る技能の程度及び功績を確認することのできる資料等については、返却を要しないものを添付すること。なお、資料は、紙媒体、A4版とし、必要最小限の分量とすること。

(1) 新聞記事等

本人の実績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等

(2) 説明書、図面、写真等

本人の製作物、発明、考案又は改善等に関する説明書、図面等。

改良前と改良後の比較をなるべく数量的に表現し、分かりやすくすること。

(3) 特許、実用新案等の資料

特許、実用新案等については、発明者名（共同の場合は、担当分野を明らかにすること。）、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料及び証書の写しを添付すること。

(4) 表彰、職業能力検定等に係る資料

表彰、免許・資格等、技能検定、高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスター、技能グランプリ入賞歴等を記入した場合には、当該事跡を明らかにする書類の写しを添付すること。

(3) 提出書類の取扱い等について

ア. 個人情報の取扱い

提出書類に記載された個人情報は、卓越した技能者の審査及び表彰以外の目的には使用しない。

ただし、被表彰者については、顕彰のために、氏名、年齢、職種、就業先及び技能功績概要を公表し、また、行政等の広報誌、ホームページ等に掲載することとなるので、推薦者はあらかじめ被推薦者に説明を行い、同意を得ること。

全国的な事業主団体等又は一般の推薦者により推薦された被表彰者については、提出書類に記載された個人情報を就業先の都道府県知事へ提供する場合があるので、併せて同意を得ること。

イ. 都道府県への照会

全国的な事業主団体等及び一般の推薦者からの提出書類にあつては、調書に記載された被推薦者の技能功績等について確認を行うために当該被推薦者の就業地の都道府県に対して照会する場合があること。

4. 被推薦者の審査

(1) 部門別審査

部門別審査委員は、被推薦者について、別表に定める職業部門別に設ける審査委員会において、同表に定める職業部門別に表彰を受けることの適格性を審査して、その結果を厚生労働大臣に報告する。

(2) 総合審査

総合審査委員は、部門別審査委員会において審査の終了した被推薦者について、総合審査委員会において、総合的な見地から審査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告する。

5. 表彰の実施等について

(1) 被表彰者の決定通知について

表彰を受ける者は、厚生労働大臣が部門別審査委員及び総合審査委員の公正かつ適切な意見をきいて決定する。

被表彰者の決定は平成 26 年 9 月末頃を予定している。なお、推薦者には被推薦者の表彰が決定した場合に郵送で通知する。

(2) 表彰の方法等について

表彰式は、平成 26 年 11 月上旬から中旬の間に実施する予定であるが、詳細については被表彰者決定時に通知する。

6. 表彰状等の返納について

推薦者は、自らが推薦して表彰状及び卓越技能章を授与された者が、その後に禁錮以上の刑に処せられ又は被表彰者としてふさわしくない非行があったと思料される事案についての情報を入手した場合は、事実確認を行った上、遅滞なく厚生労働省職業能力開発局能力評価課技能振興係に情報提供すること。

7. 推薦に当たっての注意事項

(1) 推薦書類の入手について

推薦書類の各様式は、厚生労働省のホームページ内「現代の名工（卓越した技能者）」表彰制度コーナーからダウンロードすることが可能であること。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syokunou/meikou/>)

(2) 推薦書類の提出について

推薦期限となっている平成 26 年 3 月 31 日（月）までに推薦書類を下記担当係に到達するように提出すること。

厚生労働省職業能力開発局能力評価課技能振興係

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館

TEL : 03-5253-1111（内線：5968）

(3) 提出書類について

提出書類は返却しないので、返却を要する資料の提出は行わないこと。

(4) 調書の作成は、調書記載要領（42 ページ以降）を参照すること。

職業部門、職業分類及び職種(例示)

部門	職業分類	職種(1)	職種(2)
1	1 金属材料製造の職業	(1) 製鉄工、製鋼工	①製鉄工、②製鋼工、③鋳物用鉄溶解工、④鋳鉄連続鋳造工、⑤造塊用鋳型補修工 等
		(2) 非鉄金属製錬工	①非鉄金属溶解炉工、②非鉄金属浸出・浄液工、③非鉄金属電解工、④銅精錬工(電解法を除く)、⑤貴金属精錬工、⑥半導体材料精錬工(多結晶シリコンなど)、⑦金属ウラン精錬工、⑧非鉄金属鋳込造塊工 等
		(3) 鋳物工	①調砂工、②手込造型工、③機械込造型工、④鋳込工 等
		(4) 鍛造工	①鍛造操炉工、②自由鍛造工、③型打鍛造工、④手かじ(鍛造)工 等
		(5) 金属熱処理工	①金属熱処理工
		(6) 圧延工	①圧延加熱炉工、②熱間圧延工、③冷間圧延工、④造管工、⑤圧延仕上工、⑥圧延ロール整備工 等
		(7) 伸線工	①伸線工
		(8) 金属材料製造検査工	①原材料試験検査工、②中間製品検査工、③非破壊検査工 等
		(9) その他の金属材料製造の職業	①金属材料原料工、②スクラップ整理工、③鋳物仕上工、④粉末や(冶)金製品製造工 等
2	1 金属加工の職業	(1) 金属工作機械工	①旋盤工、②ボール盤工、③中ぐり盤工、④フライス盤工、⑤歯切盤工、⑥研ま盤工、⑦金属特殊加工機工、⑧数値制御金属工作機械工 等
		(2) 板金工	①板金工
		(3) 金属手仕上工	①金属手仕上工
3	1 その他の金属加工等の職業	(1) 金属プレス工	①打抜プレス工、②成形プレス工、③プレス刻印工、④数値制御プレス工 等
		(2) 鉄工、びょう打工、製かん(缶)工	①鉄工、②びょう打工、③製かん工、④てんげき工、⑤金わく仕上工 等
		(3) 針金製品・針・ばね製造工	①針金製品製造工、②針・ピン製造工、③くぎ類製造工、④ばね製造工 等
		(4) 金属研ま工	①金属研ま工

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)	
		(5) 金属彫刻工	①彫金工(工芸的なものを除く)、②機械彫刻工、③腐しよく彫刻工、④かざり職 等	
		(6) 金属製家具・建具製造工	①金属製家具製造工、②金属製建具製造工	
		(7) 金属製品製造工	①工具製造工(刃物を除く)、②金具製造工 等	
		(8) 金属加工・金属製品検査工	①金属検寸工、②びょう打検査工、③めっき検査工、④金属製家具・工具検査工 等	
		(9) その他の金属加工の職業	①けがき工、②ろう付工、③はんだ付工、④金属切断工(刃物によるもの)、⑤金型取付工 等	
	2 金属溶接・溶断・めっきの職業	(1) 電気溶接工	①アーク溶接工、②抵抗溶接工、③自動電気溶接機運転工、④溶接ロボット運転工 等	
		(2) ガス溶接工、ガス切断工	①ガス溶接工、②ガス切断工	
		(3) めっき工	①電気めっき工、②溶融めっき工、③化学めっき工、④真空蒸着めっき工、⑤陽極酸化処理めっき工 等	
	4	1 一般機械器具組立・修理の職業	(1) 原動機組立工	①エンジン組立工・調整工、②タービン組立・調整工
			(2) 金属加工機械組立工	①金属工作機械組立工・調整工
(3) その他の一般機械器具組立工			①産業用機械組立工、②機械部品組立工 等	
(4) 一般機械器具修理工			①機械修理工、②機械検査工 等	
2 計器・光学機械器具組立・修理の職業		(1) 時計組立工・修理工	①機械時計組立・調整工、②電気時計組立・調整工、③時計類似機器組立・調整工、④時計・時計類似機器修理工 等	
		(2) 計器組立工・修理工	①電気計器組立工、②ガス・水道メータ組立工、③温度計組立工、④圧力計組立工、⑤度量衡器製造工、⑥計器調整・修理工 等	

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(3) 光学機械器具組立工・修理工	①眼鏡組立工、②光学計測器組立工、③光学機械組立工、④光学機械器具調整工、⑤光学機械器具修理工 等
		(4) レンズ研ま工・調整工	①光学レンズ工、②バルサムはり合せ工 等
		(5) その他の計器・光学機械器具組立・修理の職業	①メガネ調整・加工工、②時計検査工、③計器検査工、④光学機械器具検査工、⑤レンズ検査工 等
5	1 電気機械器具組立・修理の職業	(1) 発電機・電動機組立工・修理工	①発電機組立・調整工、②電動機組立・調整工、③発電機・電動機修理工 等
		(2) 配電・制御装置組立工・修理工	①変圧器組立工、②配電盤・制御盤組立・調整工、③開閉制御機器組立工、④電気機械部品組立工、⑤配電・制御装置修理工 等
		(3) 民生用電子・電気機械器具組立工・修理工	①電熱・照明器具組立工、②電動機応用製品組立工、③民生用電子・電気機械器具修理工 等
		(4) 電気通信機械器具組立工・修理工	①電気通信機器組立工、②ビデオ・音響機器組立工、③電気通信機器調整工、④ビデオ・音響機器調整工、⑤電気通信機械器具修理工 等
		(5) 電子応用機械器具組立工	①電子計算機組立・調整工、②X線応用装置組立・調整工、③医療用電子機器組立・調整工、④レーザー応用加工機器組立・調整工、⑤電子複写機組立・調整工 等
		(6) 半導体製品製造工	①半導体チップ製造工、②半導体ダイシング工、③半導体組立工、④半導体封止工、⑤半導体外装処理工 等
		(7) 電球・電子管組立工	①電球・電子管自動組立操作員、②電球・電子管製造工、③電球・電子管部品組立工 等
		(8) 電子機器部品製造工	①電子機器用コイル・トランス製造工、②電子機器用抵抗器製造工、③電子機器用コンデンサー製造工、④振動子組立工、⑤プリント基盤組立工、⑥電子機構部品組立工、⑦音響部品組立工 等
		(9) 束線工	①束線工(ワイヤー・ハーネス工)

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(10) 被覆電線製造工	①撚線工、②被覆工、③撚合わせ工、④がい(鎧)装工
		(11) 乾電池・蓄電池製造工	①乾電池製造工、②蓄電池製造工
		(12) 電気機械器具検査工	①発電機・電動機検査工、②配電・制御装置検査工、③民生用電子・電気機械器具検査工、④電気通信機械器具検査工、⑤電子応用機器検査工、⑥電子部品検査工 等
		(13) その他の電気機械器具組立・修理の職業	①内燃機関電装品組立工、②記録媒体製造工、③特殊電子部品製造工、④電気機械器具保守員 等
	2 電気作業者の職業	(1) 発電員、変電員	①発電員、②送電員、③変電員、④配電員 等
		(2) 送電線架線工	①送電線架線工
		(3) 配電線架線工	①配電線架線工
		(4) 通信線架線工	①通信線架線工
		(5) 電気通信設備工	①放送装置据付・保守工、②通信装置据付・保守工、③電話装置据付・保守工
		(6) 電気工事作業	①電気配線工事作業、②電気工事検査員、③産業用電気機械・装置据付工 等
	6 1 輸送用機械器具組立・修理の職業等	(1) 自動車組立工	①自動車部品組立工、②自動車車体・車台組立工、③自動車ぎ装組立工 等
		(2) 自動車整備・修理・板金工	①自動車整備工、②自動車修理工、③自動車板金工
		(3) 航空機組立工・整備工	①航空機部品組立工、②航空機総組立工、③航空機ぎ装工、④航空機整備工 等
(4) 鉄道車両組立工・修理工		①車両機械組立工、②車両組立工、③車両ぎ装工、④車両修理工	
(5) 自転車組立工・修理工		①自転車組立工、②自転車修理工	
(6) 船舶ぎ装工		①甲板部ぎ装工、②機関部ぎ装工、③居住部ぎ装工 等	

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(7) 輸送用機械器具 検査工	①自動車検査工、②航空機検査工、③鉄道車両検査工、④自転車検査工、⑤船舶検査工
		(8) その他の輸送用 機械器具組立・修理の 職業	①船舶修理工、②鉱車類組立・修理工 等
7	1 染色・紡 糸等繊維製 造の職業	(1) 染色・仕上工	①染物職、②浸染工、③なっ染工、④調色工、⑤蒸熱工、⑥友禪染工、⑦染色仕上工 等
		(2) 粗紡工、精紡工	①混打綿工、②せつりゅう(櫛梳)工、③練糸工、④粗紡工、⑤精紡工、⑥ガラ紡工
		(3) 合糸工、ねん糸 工、加工糸工	①合糸工、②ねん糸工、③合ねん糸工、④加工糸工
		(4) 揚返工、かせ取工	①揚返工、②かせ取工
		(5) その他の紡糸の 職業	①製糸工、②紡績前処理工、③トップ・ケーク保全工、④糸巻工、⑤糸検査仕上工、⑥製綿・綿打直工 等
		(6) 織機準備工	①整経工、②管巻工、③へ(経)通工、④はた(機)ごしらえ工 等
		(7) 織布工	①織布工
		(8) 精練・漂白工	①精練工、②漂白工、③漂白整理工
		(9) 編物工、編立工	①ニット生地編立工、②ニット製品編立工、③機械レース編工、④編機準備工、⑤手編工
		(10) フェルト・不織布 製造工	①フェルト製造工、②フェルト帽体工、③不織布製造工
		(11) つな・あみ製造工	①つな製造工、②あみ製造工、③なわ製造工、④ひも製造工
		(12) その他の織布・同 関連の職業	①擬革製造工、②リノリウム製造工、③油布製造工、④織布後処理工、⑤織布等検査工 等
		(13) 帽子製造工	①製帽工、②帽子飾付工、③帽子修理工
		(14) 裁断工	①パタンナー、②機械裁断工、③手裁断工
		(15) ミシン縫製工	①衣服ミシン縫製工、②衣服以外のミシン縫製工、③特殊ミシン縫製工
		(16) 刺しゅう工	①機械刺しゅう工、②手刺しゅう工、③刺しゅう補修工 等

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(17) その他の衣服・繊維製品製造の職業	①繊維製品検査工、②繊維製品仕上工、③皮革製衣服仕立工、④カンバス製品製造工、⑤寝具仕立工 等
8	1 衣服の職業	(1) 婦人・子供服仕立職	①婦人・子供服注文仕立職、②婦人・子供既製服仕立工、③婦人服修理工 等
		(2) 紳士服仕立職	①紳士服注文仕立職、②紳士既製服仕立工、③紳士服修理工 等
		(3) 和服仕立職	①和服仕立職、②和服修理職 等
9	1 建設の職業	(1) 大工	①建築大工、②宮大工、③橋りょう大工 等
		(2) 型枠工	①型枠大工、②型枠解体工 等
		(3) 鉄筋工	①土木鉄筋工、②建築鉄筋工
		(4) とび工	①建築とび工、②取りこわし作業員 等
	2 土木・舗装・鉄道線路工事の職業	(1) 土木・舗装作業員	①建設・土木作業員、②舗装作業員 等
		(2) 鉄道線路工事作業員	①保線工、軌道工、②軌条工、③軌道舗石作業員
	3 採鉱・砕石及びその他の採掘の職業	(1) 採鉱員	①採鉱従事者、②ローダー運転工(金属・非金属)
		(2) 採炭員	①採炭従事者、②ローダー運転工(石炭)
		(3) 石切出作業員	①石切出作業員
		(4) じゃり・砂・粘土採取作業員	①じゃり・砂採取作業員、②粘土採取作業員、③庭石採取作業員
(5) ダム・トンネル掘さく工		①ダム・トンネル掘さく工	
(6) さく井工、採油工、天然ガス採取工		①ボーリング工、②石油・天然ガス採取工 等	
(7) 支柱員		①支柱員	
(8) 抗内運搬員		①抗内運搬員	
(9) 選鉱員、選炭員		①選鉱工、②選炭工、③鉱石類粉碎工	
(10) 他に分類されない採掘の職業		①発破員、②抗内保守員、③鉱石検定員 等	
10	1 その他の建設の職業	(1) れんが積工、タイル張工、ブロック積工	①れんが積工、②タイル張工、③石張工、④ブロック積工

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(2) 屋根ふき工	①かわらふき工、②スレートふき工、③わら屋根ふき工 等
		(3) 左官	①左官、②木舞工、③屋根左官
		(4) 配管工、鉛工	①配管工、②鉛工
		(5) 熱絶縁工	①耐火皮膜工、②保温工、③保冷工、④防露工 等
		(6) 防水工	①土木工事防水工、②建築工事防水工 等
		(7) 潜水作業	①潜水作業
		(8) その他の建設の職業	①井戸手掘工、②潜かん(函)工、③水道工事検査工、④測量員、⑤建築塗装工、⑥建築板金工
	2 建設機械 運転の職業	(1) 建設用機械運 転工	①建設機械運転工、②コンクリート機械運転工、 ③舗装機械運転工、④しゅんせつ(浚渫)機械運転工 等
11	1 農業の職 業	(1) 植木職、造園師 (工)	①植木職、②造園工等、③園芸装飾師 等
12	1 窯業製品 製造の職業	(1) 窯業原料工	①原料工、②ガラス溶融炉工、③窯業土練工、④ シャモット工 等
		(2) ガラス製品成形 工	①ガラス成形工、②ガラス吹工、③ガラス押型工、 ④ガラス熱処理工 等
		(3) ガラス製品加工 工	①ガラス熱加工工、②ガラス切断工、③ガラス研 ま工、④ガラス繊維工、⑤鏡銀引き工 等
		(4) 陶磁器製造工	①ろくろ成形工、②プレス成形工、③陶磁器類研 ま工、④陶磁器レース加工工、⑤陶磁器焼成工 等
		(5) 施ゆう工、ほうろ うがけ工	①ゆう薬工、②ゆう薬かけ工、③ほうろう焼入・ 仕上工
		(6) 窯業絵付工	①陶磁器画工、②転写絵付工、③陶磁器吹付工、 ④絵付仕上工、⑤金盛絵付工 等
		(7) ファインセラミ ック製品製造	①ファインセラミック製品製造工
		(8) セメント製造工	①セメント焼成工、②セメント粉砕工
		(9) セメント製品製 造工	①コンクリートブロック製造工、②コンクリート パネル製造工、③セメントスレート製造工、④コ ンクリートパイプ製造工 等

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(10) れんが・かわら類製造工	①れんが・かわら類成形工、②れんが・かわら類切断工、③れんが・かわら類乾燥工、④れんが・かわら類焼成工 等
		(11) 石灰・石灰製品製造工	①石灰製造工、②ドロマイト製造工、③石こう製造工、④石こう製品製造工 等
		(12) 七宝工	①七宝工
		(13) 窯業製品検査工	①ガラス製品検査工、②陶磁器検査工、③れんが・かわら類検査工 等
		(14) その他の窯業製品製造の職業	①ろつぼ製造工、②研ま用材製造工 等
	2 化学製品製造の職業	(1) 化学工	①化学原料仕込工、②化学反応工、③電解反応工、④電気炉工(化学)、⑤分離・蒸留・乾留工、⑥ばい焼・か焼工 等
		(2) 石油精製工	①石油分離工、②石油精留工、③石油タンク工 等
		(3) 化学繊維工	①原液調整工、②化学繊維紡糸工、③化学繊維後処理工
		(4) 油脂加工工	①硬化油工、②油脂分解工、③石けん製造工 等
		(5) 医薬品・化粧品製造工	①医薬品製造工、②抗生物質種母培養工、③化粧品類製造工
		(6) その他の化学製品製造の職業	①化学製品原料粉碎工、②化学製品検査工、③製塩工、④合成洗剤製造工、⑤感光剤材料製造工、⑥塗料・絵具・インキ製造工、⑦クレヨン・鉛筆しん(芯)・墨製造工、⑧ろうそく製造工、⑨農薬・殺虫剤製造工、⑩花火製造工 等
	3 ゴム・プラスチック製品製造の職業	(1) ゴム工	①ゴム製造工、②再生ゴム工
		(2) ゴム製品製造工	①ゴム製品成形工、②加硫工、③ゴム製品仕上工 等
		(3) タイヤ製造工・修理工	①タイヤ成形工、②タイヤ加硫工、③タイヤ仕上工、④タイヤ修理工
		(4) プラスチック製品成形工	①プラスチック成形工、②積層成形工
(5) プラスチック製品加工工		①プラスチック切削機械工、②プラスチック研ま工、③プラスチック接合工、④プラスチック細工仕上工	

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(6) ゴム・プラスチック製品検査工	①タイヤ検査工、②ゴム製品検査工、③プラスチック製品検査工
		(7) その他のゴム・プラスチック製品製造の職業	①ゴム・プラスチック塗布工、②ゴム裁断工、③ゴム接合工、④原料プラスチック処理工 等
	4 土石製品製造の職業	(1) 石工	①石割工、②石切工、③石研ま工、④石彫工(工芸的なものを除く。)、⑤墨出し工、⑥石積工 等
		(2) その他の土石製品製造の職業	①石細工工、②マイカカット工、③石綿製品製造工、④すずり製作工 等
13	1 木・竹・草・つる製品製造の職業	(1) 製材工	①原木切断工、②製材段取工、③機械のこ工、④手のこ工 等
		(2) チップ製造工	①チップ製造工
		(3) 合板工	①合板製作工、②木質ボード製造工 等
		(4) 木工	①機械木工、②木型木工 等
		(5) 木製家具・建具製造工	①指物職、②木製家具製造工、③木製建具製造工 等
		(6) 船大工	①船大工
		(7) 木製おけ・たる製造工	①おけ・たる製造工、②おけ・たる修理工
		(8) 曲物製造工	①曲物製造工
		(9) 木彫工	①木彫工、②仏像彫刻製造工、③人形彫職、④将棋彫駒製作工 等
		(10) とう・き柳製品製造工	①とう製品製造工、②き柳製品製造工
		(11) 木・竹・草・つる製品検査工	①木材検査工、②合板検査工 等
		(12) その他の木・竹・草・つる製品製造の職種	①木材製品処理工、②木場とび工、③木製運動用品製造工 等
	2 パルプ・紙・紙製品製造の職業	(1) パルプ工、紙料工	①パルプ工、②紙料工
(2) 紙機械すき工		①抄紙工、②抄紙仕上工	
(3) 紙手すき工		①紙手すき工	
(4) 加工紙製造工		①段ボール製造工、②塗工紙製造工、③防水紙製造工、④変性加工紙製造工 等	

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(5) 紙器製造工	①紙箱製造工、②大型紙袋製造工、③紙管筒製造工、④紙製食器製造工、⑤ファイバークューブ・コーン製造工 等
		(6) 紙製品製造工	①小型紙袋製造工、②紙ひも製造工、③水引製品製造工 等
		(7) その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業	①紙裁断工、②紙加工工、③紙仕上工・検査工 等
	3 印刷・製本の職業	(1) 文字組版作業員	①写真植字機オペレーター、②電算写植機オペレーター、③電子組版機オペレーター 等
		(2) 製版作業員	①製版作業員(電子製版を除く)、②製版カメラ作業員、③版下製作作業員、④電子製版作業員 等
		(3) 印刷作業員	①とっ(凸)版印刷作業員、②オフセット印刷作業員、③グラビア印刷作業員、④スクリーン印刷作業員、⑤フォーム印刷作業員、⑥シール印刷作業員、⑦木版画摺り師 等
		(4) 印刷物光沢加工作業員	①印刷物光沢加工作業員
		(5) 製本作業員	①製本作業員
		(6) その他の印刷・製本の職業	①活字製造作業員、②校正作業員、③はく(箔)押し作業員、④印刷・製本検査作業員 等
	4 かわ・かわ製品製造の職業	(1) 製革工	①製革準備工、②なめし工、③製革仕上工
(2) くつ製造工・修理工		①かわぐつ製造工、②かわぐつ修理工、③かわスリッパ製造工、④かわサンダル製造工	
(3) その他のかわ・かわ製品製造の職業		①かわ裁断工、②かわ打抜き工、③かわ縫製工、④かわ具加工工、⑤かわ・かわ製品検査工 等	
14	1 食料品製造の職業	(1) めん類製造工	①製めん工、②即席めん類製造工、③はるさめ製造工、④ワントン・シューマイ皮製造工 等
		(2) パン・菓子製造工	①パン・焼菓子製造工、②洋生菓子製造工、③和生菓子製造工、④和干菓子製造工、⑤あめ・キャンデー製造工、⑥チョコレート製造工、⑦チューインガム製造工 等
		(3) 豆腐・こんにゃく・ふ製造工	①豆腐・同加工食品製造工、②湯葉製造工、③こんにゃく製造工、④ふ製造工

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(4) かん詰・びん詰・レトルト食品製造工	①かん詰・びん詰・レトルト食品調理工、②かん詰・びん詰工、③殺菌加熱工 等
		(5) 乳・乳製品製造工	①飲用乳製造工、②粉乳製造工、③練乳製造工、④バター製造工、⑤チーズ製造工、⑥乳酸発酵製品製造工、⑦アイスクリーム製造工 等
		(6) 水産物加工工	①かつお節類製造工、②魚介くん製製造工、③魚介干物製造工、④水産ねり物製造工、⑤こんぶ加工工、⑥寒天製造工、⑦つくだ煮製造工 等
		(7) 食肉加工品製造工	①精肉工、②ハム・ベーコン・ソーセージ製造工 等
		(8) 野菜つけ物工	①野菜つけ物工
		(9) その他の食料品製造の職業	①低温・保存食品製造工、②惣菜類調製工、③食料品検査工 等
	2 食品原料製造の職業	(1) 精穀工、製粉工	①精穀工、②製粉工
		(2) 製糖工	①粗糖製造工、②精糖工、③角砂糖製造工、④氷砂糖製造工、⑤てん菜糖製造工
		(3) 味そ・しょう油製造工	①味そ製造工、②しょう油製造工
		(4) 動植物油脂製造工	①油脂前処理工、②採油工、③精油工、④食用油脂製品製造工 等
		(5) その他の食品原料製造の職業	①調味料製造工(他に分類されないもの)、②酵母・こうじ製造工(他に分類されないもの)、③配合飼料製造工、④食品原料検査工 等
	3 飲料・たばこ製造の職業	(1) 製茶工	①緑茶製造工、②紅茶製造工
		(2) 酒類製造工	①清酒製造工、②ビール製造工、③果実酒製造工、④ウイスキー製造工、⑤焼酎製造工 等
		(3) 清涼飲料製造工	①清涼飲料製造工
		(4) たばこ製造工	①たばこ原料処理工、②たばこ原料加工工、③製品たばこ製造工 等
(5) その他の飲料・たばこ製造の職業		①コーヒー豆ばい(焙)煎工、②粉末飲料製造工、③氷菓製造工、④飲料・たばこ検査工 等	
15	1 生活衛生サービスの職業	(1) 理容師	①理容師
(2) 美容師・着付師		①美容師、②全身美容師、③衣装着付師 等	

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
16	1 飲食物調理及び接客サービスの職業	(1) 調理人	①日本料理調理人、②西洋料理調理人、③中華料理調理人、④給食調理人 等
		(2) バーテンダー	①バーテンダー
		(3) 給仕従事者	①飲食物給仕人 等
17	1 その他の技能工、生産工程の職業(1)	(1) 内張工	①家具類内張工、②乗物内張工、③小箱おい(被)工
		(2) 表具師	①表具師 等
		(3) 塗装工	①塗装前処理工、②木工塗装工、③金属塗装工、④塗装仕上工 等
		(4) 畳工	①畳工 等
		(5) 内装仕上工	①金属建具取付工、②建具ガラスはめ込工、③室内装飾工
		(6) 他に分類されない技能工、生産工程の職業	①写真工、②製氷工 等
18	1 その他の技能工、生産工程の職業(2)	(1) 画工、広告美術工	①画工、②広告美術工、③かさ・ちょうちん・うちわの絵付工、④人形彩色師 等
		(2) 映写技士	①映写技士
		(3) 製図工、写図工	①製図工、②写図工
		(4) 現図工	①現図型取工、②構造物現図工、③乗物現図工 等
		(5) 包装工	①機械包装工、②箱詰・袋詰工、③充てん工、④封止工、⑤ラベルはり工 等
19	1 装身具等身の回り品製造の職業	(1) かばん・袋物製造工・修理工	①かばん・袋物製造工、②かばん・袋物修理工
		(2) がん具製造工	①がん具組立工、②人形製造工、③がん具際物製造工 等
		(3) 楽器製造工	①ピアノ組立工、②オルガン組立工、③打楽器組立工、④弦楽器組立工、⑤管楽器組立工、⑥和楽器組立工、⑦電気・電子楽器組立工、⑧楽器調整検査工、⑨楽器修理工 等
		(4) 模型・模造品製作工	①模型製作工、②小道具製作工、③マネキン人形製作工、④かつら・ヘアピース製作工、⑤義肢・装具製作工、⑥造花製造工 等
		(5) 和がさ・ちょうちん・うちわ製造工	①和がさ製作工、②ちょうちん製作工、③ぼんぼり製作工、④うちわ製作工、⑤せんす製作工

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(6) 洋がさ製造工	①洋がさ製作工、②洋がさ修理工
		(7) ほうき・ブラシ製造工	①ほうき製作工、②ブラシ製造工、③たわし製造工
		(8) 漆器工	①漆工、②漆器加飾工、③蒔絵師、④はく押沈金工 等
		(9) 貴金属・宝石細工工	①貴金属細工加工工、②宝石細工加工工 等
		(10) 甲・角・貝・きば細工工	①べっ甲細工工、②貝細工工、③角・きば類細工工
		(11) 印判師	①印判工、②印章彫刻工、③スタンプ製造工 等
		(12) げた製造工	①げた製造工
		(13) 竹細工工	①竹骨製造工、②竹かご・ざる製造工、③竹すだれ製造工、④釣竿製造工 等
		(14) 草・つる製品製造工	①稻わら製品製造工、②麦わら製品製造工、③い草製品製造工 等
		(15) その他の装身具等身の回り品製造の職業	①筆記用具製造工、②運動具製造工、③児童用乗物製造工、④喫煙具製造工、⑤マッチ製造工、⑥装身具等身の回り品検査工、⑦毛筆製造工、⑧フラワー装飾師、⑨装蹄師、⑩彫金工(工芸的なもの) 等
20	1 定置機関・機械運転の職業	(1) 汽かん士	①ボイラーオペレーター
		(2) クレーン・巻上機運転工	①クレーン運転工、②巻上機運転工、③コンベア運転工
		(3) ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転工	①ポンプ運転工、②空気移送装置運転工、③送風機運転工、④コンプレッサー運転工
		(4) その他の定置機関・機械運転の職業	①内燃機関運転工、②冷凍機運転工、③ケーブル機関運転工、④玉掛工 等
	2 その他の生活、衛生サービスの職業	(1) クリーニング工	①クリーニング工
		(2) 洗張工	①洗張工
	3 その他	1～19部門及び20部門の1に属さない技能的職種	①アニメーター、②ウェブデザイナー、③グラフィックデザイナー 等

備考

- 1 本表に掲げる職種(1)及び(2)は、厚生労働省編職業分類の小分類及び細分類による職種に準じた例示である。
- 2 管理的職員又は職業訓練指導員が管理等の仕事以外の技能を要する仕事に主として直接従事している場合は、当該従事している技能を要する職業に分類すること。

「全国的な事業主団体等」の考え方について

本表彰制度において推薦を行うことができる者のうち、「全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくはその連合体又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「全国的な事業主団体等」という。）」の考え方について、以下のとおり補足する。

ア 「全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくはその連合体」は、①から④の全てに該当する団体である。この要件を満たしている場合は、法人格に関わらず（例えば、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、職業訓練法人、各種協同組合等の各般の法人形態のもの、人格なき社団など）、構成企業に雇用される者や構成企業の事業主を対象に、推薦を行うことができる。

- ① 現代の名工の表彰対象職業に関わる分野での活動を事業目的とし、
- ② その事業活動を通じ、被推薦者の要件の該当の如何について判断を行うに足る情報を有し、
- ③ 事業主等を構成員として（これ以外の者を一部含む場合も可）、
- ④ 地域に限定されず活動を行う団体。

イ また、法人格が一般社団又は一般財団の団体については、上記アの①、②に該当する限り、特定の都道府県、ブロック等限定の団体、いわゆる職能団体等を含め、構成企業に雇用される者や構成企業の事業主、構成員たる技能者等を対象に、推薦を行うことができる。

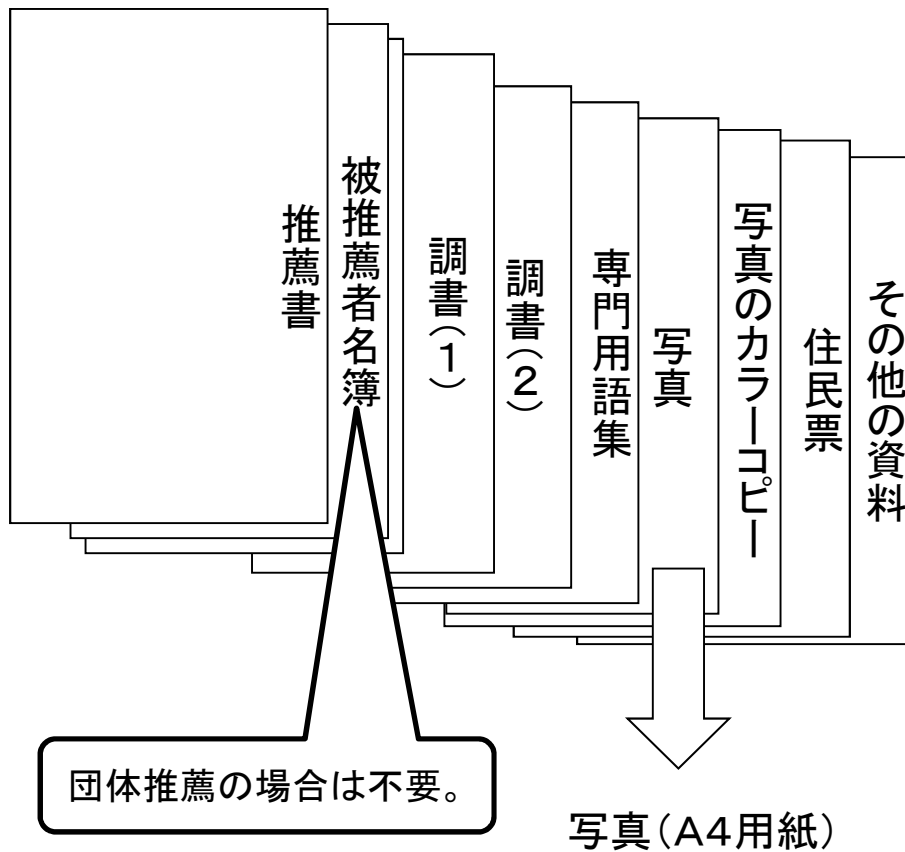
ウ なお、上記ア、イに該当しないもの、例えば、特定の都道府県、ブロック等に、明確に活動区域、構成員の所在が限定される団体（法人格が一般社団又は一般財団のものを除く）等は、「全国的な事業主団体等」として推薦を行うことができない。

都道府県知事又は全国的な事業主団体等による推薦

- イ 推薦書（様式任意）（1部）
- ロ 被推薦者名簿（様式第1）（1部）（団体推薦の場合は不要）
- ハ 調書（1部）
 - 都道府県知事（様式第2の1）
 - 全国的な事業主団体等（様式第2の2）
- ニ 専門的・技術的分野に関する用語等の資料（様式任意）（1部）
- ホ 作品及び作業風景の写真をA4版紙面10枚以内に貼り付けたもの及びそのカラーコピー（各1部）
- ヘ 住民票の写し（被推薦者のものをA4版で統一、又はA4版の紙面に貼り付けたもの）（1部）
- ト その他の資料

推薦書類一式(都道府県・団体推薦)

(ホチキス・パンチ等はせず、クリップ止めとすること。)



写真の簡単な説明や、「題」などがあるとより分かりやすい
(写真には書き込まないでください)

作品

(卓越した技能を発揮している)

作業風景

* 写真はA4版紙面10枚以内に貼り付けること。また、同紙面をカラーコピーしたものを1部添付すること。

(推薦書記載例：都道府県推薦)

文書番号
平成 26 年 月 日

厚生労働大臣 あて

〇〇知事 公印

平成 26 年度卓越した技能者の表彰に係る推薦について

標記について、別添名簿（様式第 1 号）に記載の者は、「卓越した技能者」としてふさわしい技能者であると認められますので、関係書類を添えて推薦いたします。

連絡担当者
住 所
電 話
F A X
E - m a i l

(推薦書記載例：団体推薦)

平成 26 年 月 日

厚生労働大臣 あて

団体代表 印

平成 26 年度卓越した技能者の表彰に係る推薦について

標記について、下記に記載の者は、「卓越した技能者」としてふさわしい技能者であると認められますので、関係書類を添えて推薦いたします。

記

1. 職 種
2. 住 所
3. 氏 名

連絡担当者
住 所
電 話
F A X
E - m a i l

(様式第1)

被推薦者名簿

都道府県 ()

推薦 順位	職業 部門	職種名(1)	職種名(2)	年齢	氏名	ふりがな	性別	就業地 (都道府県名)	所属企業・個人事業所名	過去の 推薦回数	摘要
1											
2											
3											
4											
5											

(被推薦者名簿記載要領)

1. 被推薦者の記載は推薦順位順とすること。
2. 「職業部門」等の欄には調書から所要の事項を転記すること。
3. 「摘要」欄には、審査上参考となる事項を記載すること。

(様式第 1)

被推薦者名簿 (記載例)

(注)平成26年11月1日時点での満年齢をご記入ください。

都道府県 ()

推薦 順位	職業 部門	職種名 (1)	職種名 (2)	年齢	氏名	ふりがな	性別	就業地 (都道府県名)	所属企業・個人事業所名	過去の 推薦回数	摘要
1	5	電子応用機械器具組立工	電子計算機組立工	58	技能 秀一	ぎのう しゅういち	男	〇〇県	〇〇電気㈱ 〇〇工場		
2											
3											
4											
5											

(被推薦者名簿記載要領)

1. 被推薦者の記載は推薦順位順とすること。
2. 「職業部門」等の欄には調書から所要の事項を転記すること。
3. 「摘要」欄には、審査上参考となる事項を記載すること。

調 書 (1) 都 道 府 県

(様式第2の1)

都道府県番号	都 道 府 県 名	職 業 部 門	職 種 名 (1)			職 種 名 (2)				
ふりがな 氏 名 (雅号等)	明治 大正 昭和 年 月 日 (歳) 男・女 平成 (平成 26 年 11 月 1 日現在の年齢)		職 歴			在 職 期 間 年 月 日		在職年月数 年 月	重複を除く 年月数 年 月	
生 年 月 日										
現 住 所	〒 TEL		事業所名 事業所全体の 従業員数 (人)			〒 TEL		現職については、平成 26 年 11 月 1 日をもって終期とすること。		
就 業 地 所在地										
表 彰						免 許 ・ 資 格 等	免 許 ・ 資 格 等 名		取 得 年 月	
高度熟練技能者	ものづくりマイスター	全技連マイスター	技能グランプリ入賞歴	技能五輪国際大会入賞歴	技能五輪全国大会入賞歴	技 能 検 定	技 能 士 の 名 称		取 得 年 月	
平成 年度認定	平成 年度認定	平成 年度認定	第 回大会	第 回大会	第 回大会					
業 種	職 種		職 種	職 種	職 種					
職 種	職 種		第 位	第 位	第 位					

調 書 (2) 都 道 府 県

(様式第2の1)

都道府県番号	都道府県名	職 業 部 門	職 種 名 (1)	ふ り が な 氏 名 (雅 号 等)				
卓 越 し た 技 能 の 概 要								
技 能 の 概 要		功 績 ・ 貢 献 の 概 要		後 進 指 導 育 成 の 概 要	現 役 性			
過去の推薦回数			推 薦 者 及 び 推 薦 理 由	(所在地又は住所)				
年度	年度	年度		〒 TEL				
年度	年度	年度		(推薦者氏名)				
年度	計			(推薦理由)				
推薦順位等								
推薦順位								
位								
推薦総数								
名								
選考対象者総数								
名								

調 書 (1) 団 体

(様式第2の2)

団 体 名		職 業 部 門	職 種 名 (1)			職 種 名 (2)		
ふりがな 氏 名 (雅号等)			職 歴	在 職 期 間			在職年月数	重複を除く 年月数
				年	月	日	年	月
生 年 月 日	明治 大正 昭和 年 月 日 (歳) 男・女 平成 (平成 26 年 11 月 1 日現在の年齢)							
現 住 所	〒							
就 業 地	事業所名			事業所全体の 従業員数 (人)				
	所在地	〒						
		TEL		現職については、平成 26 年 11 月 1 日をもって終期とすること。				
表 彰					免 許 ・ 資 格 等		取 得 年 月	
高度熟練技能者	ものづくりマスター	全技連マスター	技能グランプリ入賞歴	技能五輪国際大会入賞歴	技能五輪全国大会入賞歴	技 能 士 の 名 称		取 得 年 月
平成 年度認定	平成 年度認定	平成 年度認定	第 回大会	第 回大会	第 回大会			
業種			職 種	職 種	職 種			
職種	職 種	職 種	第 位	第 位	第 位	技 能 検 定		

調 書 (2) 団 体

(様式第2の2)

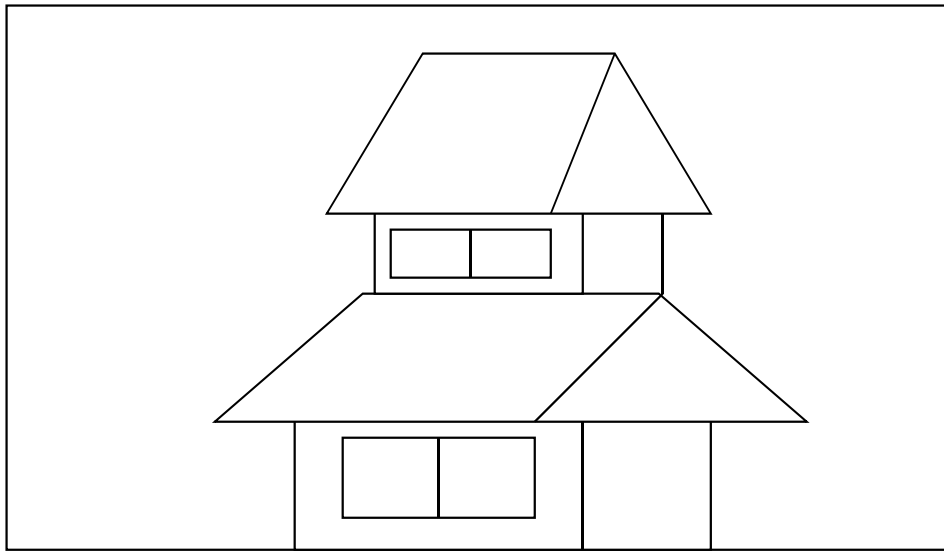
団 体 名	職 業 部 門	職 種 名 (1)	ふ り が な 氏 名 (雅 号 等)		
卓 越 し た 技 能 の 概 要					
技 能 の 概 要	功 績 ・ 貢 献 の 概 要	後 進 指 導 育 成 の 概 要	現 役 性		
		推 薦 団 体 及 び 推 薦 理 由			
		(所在地又は住所) 〒 (推薦団体の代表者氏名) TEL :			
		(推薦理由)			
過 去 の 推 薦 回 数					
年 度	年 度				年 度
年 度	年 度				年 度
年 度	計				回
		選 考 対 象 者 総 数 名			

専門用語集（例）

用語	ふりがな	内 容
<ul style="list-style-type: none"> 卓越した技能者の表彰 	<ul style="list-style-type: none"> たくえつしたぎのうし やのひょうしょう 	<ul style="list-style-type: none"> 卓越した技能者の表彰制度は、厚生労働大臣が我が国の最高水準にある優れた技能者を表彰することにより、技能労働尊重の気運を高め、技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年が誇りを持って技能者になろうとする社会的基盤を築こうとするものである。
<ul style="list-style-type: none"> ○○○ 	<ul style="list-style-type: none"> △△△△ 	<ul style="list-style-type: none"> ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
<ul style="list-style-type: none"> □□ <p>.....</p>	<ul style="list-style-type: none"> △△△△△ <p>.....</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。 <p>.....</p>

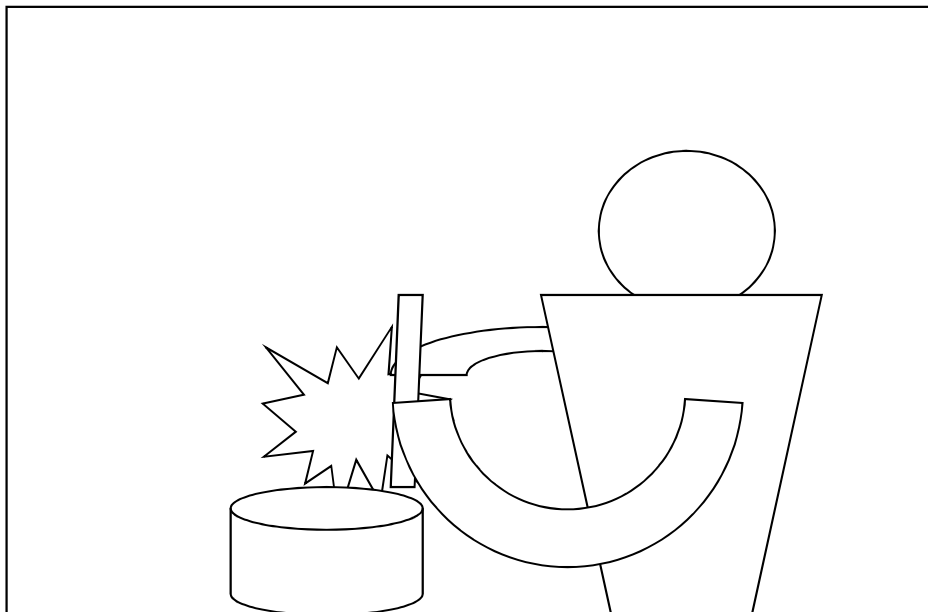
写真

職業部門 氏名



作品

作品についての説明があると分かりやすい



(卓越した技能を発揮している) 作業風景

※どのような作業であるかについての説明があると分かりやすい
※最終的な製品と部品を並べて提示すると分かりやすい

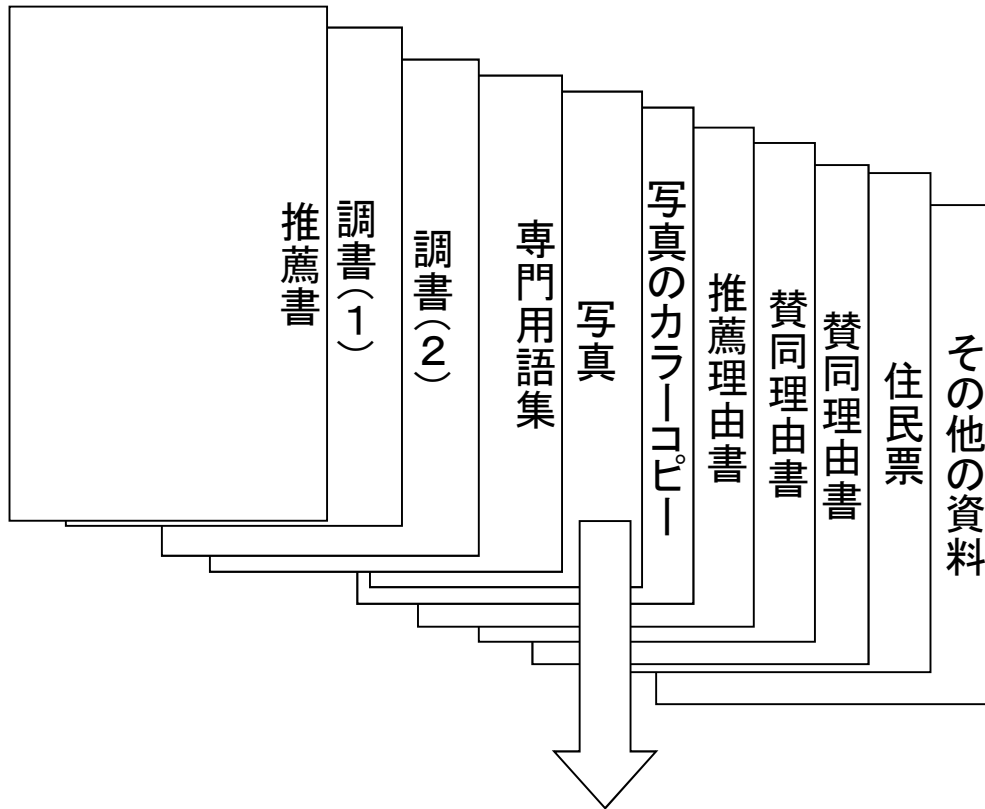
* 写真はA4版紙面10枚以内に入る限り2枚以上でも構いません。

一般の推薦者による推薦

- イ 推薦書（様式任意）（1部）
- ロ 調書（様式第2の3）（1部）
- ハ 専門的・技術的分野に関する用語等の資料（様式任意）（1部）
- ニ 作品及び作業風景の写真をA4版紙面10枚以内に貼り付けたもの及びそのカラーコピー（各1部）
- ホ 推薦理由書（様式第3の1）
- ヘ 賛同理由書（賛同者2名分）（様式第3の2）
- ト 住民票の写し（被推薦者のものA4版で統一、又はA4版の紙面に貼り付けたもの）（1部）
- チ その他の資料

推薦書類一式(一般推薦)

(ホチキス・パンチ等はせず、クリップ止めとすること。)



写真(A4用紙)

写真の簡単な説明や、「題」などがあるとより分かりやすい
(写真には書き込まないでください)

作品

(卓越した技能を発揮している)

作業風景

* 写真はA4版紙面10枚以内に貼り付けること。また、同紙面をカラーコピーしたものを1部添付すること。

(推薦書記載例：一般推薦)

平成 26 年 月 日

厚生労働大臣 あて

推薦者

住所

〇〇〇 (氏名) 印

平成 26 年度卓越した技能者の表彰に係る推薦について

標記について、下記に記載の者は、「卓越した技能者」としてふさわしい技能者であると認められますので、関係書類を添えて推薦いたします。

記

1. 職 種
2. 住 所
3. 氏 名

連絡担当者
住 所
電 話
F A X
E - m a i l

調 書 (1) 一 般

(様式第2の3)

一 般	職 業 部 門		職 種 名 (1)			職 種 名 (2)						
ふりがな 氏 名 (雅号等)			職 歴			在 職 期 間			在職年月数		重複を除く 年月数	
						年	月	日	年	月	年 月	
生 年 月 日	明治 大正 昭和 年 月 日 (歳) 男・女 平成											
	(平成26年11月1日現在の年齢)											
現 住 所	〒											
	TEL											
就 業 地	事業所名			事業所全体の 従業員数 (人)								
	所在地	〒										
						現職については、平成26年11月1日をもって終期とすること。						
表 彰						免 許 ・ 資 格 等	免 許 ・ 資 格 等 名		取 得 年 月			
高度熟練技能者	ものづくりマスター	全技連マスター	技能グランプリ入賞歴	技能五輪国際大会入賞歴	技能五輪全国大会入賞歴	技 能 検 定	技能士の名称		取 得 年 月			
平成 年度認定	平成 年度認定	平成 年度認定	第 回大会	第 回大会	第 回大会							
業 種	職 種		職 種	職 種	職 種							
職 種	職 種		第 位	第 位	第 位							

調 書 (2) 一 般

(様式第2の3)

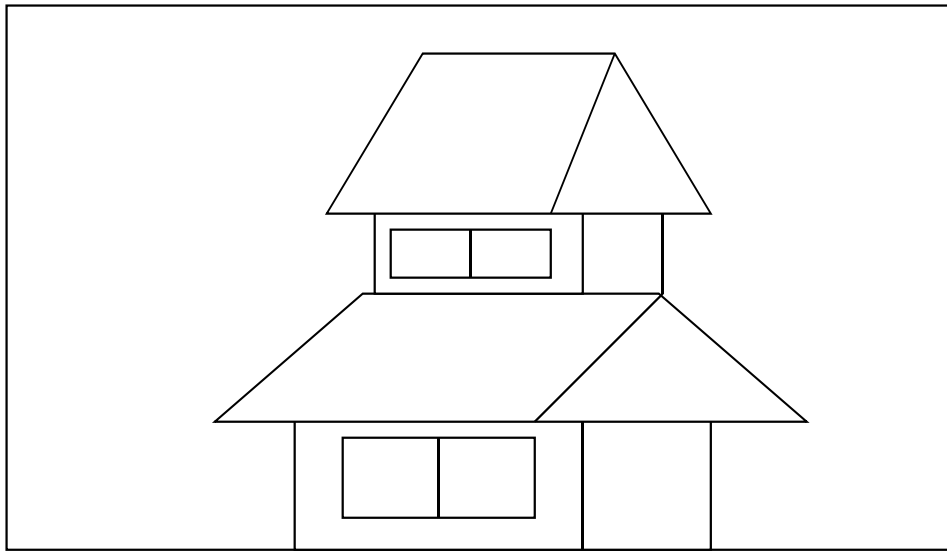
一 般	職 業 部 門	職 種 名 (1)	ふ り が な 氏 名 (雅 号 等)		
卓 越 し た 技 能 の 概 要					
技 能 の 概 要		功 績 ・ 貢 献 の 概 要		後 進 指 導 育 成 の 概 要	現 役 性
		推 薦 者 、 賛 同 者 及 び 推 薦 理 由	(推薦者の所在地又は住所)		
			(推薦者の所属先及び氏名) TEL:		
			(賛同者①の所在地又は住所)		
			(賛同者①の所属先及び氏名) TEL:		
			(賛同者②の所在地又は住所)		
			(賛同者②の所属先及び氏名) TEL:		
過去の推薦回数			(推薦理由)		
年度	年度	年度			
年度	年度	年度			
年度	計	回			

専門用語集（例）

用語	ふりがな	内 容
<ul style="list-style-type: none"> 卓越した技能者の表彰 	<ul style="list-style-type: none"> たくえつしたぎのうし やのひょうしょう 	<ul style="list-style-type: none"> 卓越した技能者の表彰制度は、厚生労働大臣が我が国の最高水準にある優れた技能者を表彰することにより、技能労働尊重の気運を高め、技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年が誇りを持って技能者になろうとする社会的基盤を築こうとするものである。
<ul style="list-style-type: none"> ○○○ 	<ul style="list-style-type: none"> △△△△ 	<ul style="list-style-type: none"> ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
<ul style="list-style-type: none"> □□ <p>⋮</p>	<ul style="list-style-type: none"> △△△△△ <p>⋮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。 <p>⋮</p>

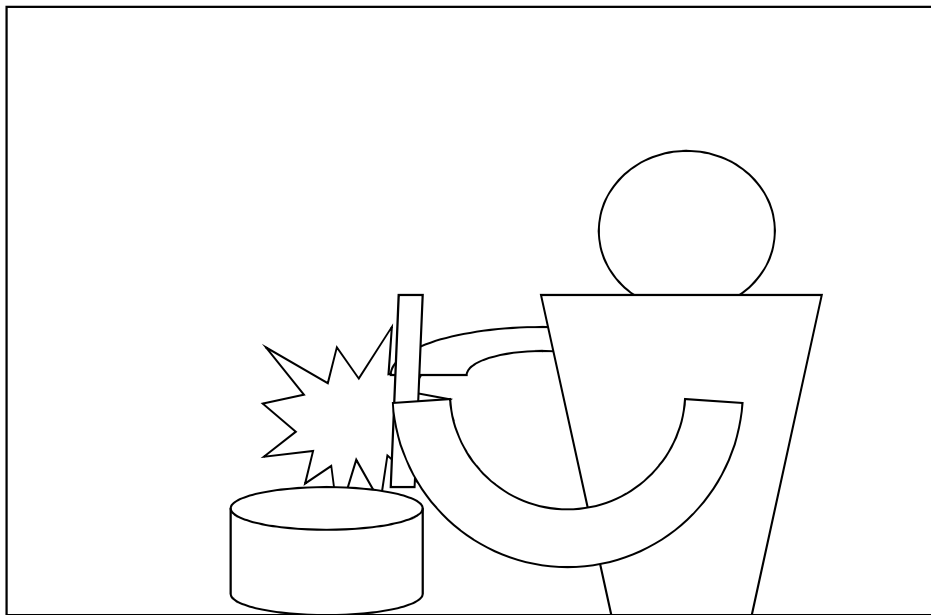
写真

職業部門 氏名



作品

作品についての説明があると分かりやすい



(卓越した技能を発揮している) **作業風景**

- ※どのような作業であるかについての説明があると分かりやすい
- ※最終的な製品と部品を並べて提示すると分かりやすい

* 写真はA4版紙面10枚以内に入る限り2枚以上でも構いません。

(様式第3の1)

推薦理由書

1. 被推薦者

ふりがな 氏名 (雅号等)	----- ()	男・女	生年月日
			明大昭 年 月 日 (歳)
現住所	〒 -		TEL - -

2. 推薦者の推薦理由 (具体的に記入すること)

--

3. 推薦者の氏名等

ふりがな 氏名	-----	男・女	年齢	推薦書提出年月日
			満 歳	平成 年 月 日
主要経歴	1 自営業 4 団体職員 7 学生 2 会社経営者 5 公務員 8 その他 () 3 会社員 6 主婦			被推薦者との関係
	現住所 〒 -			TEL - - FAX - - E-mail

4. 推薦者の署名

私は、以下に続く2名の賛同を得て、上記推薦理由により、 氏を卓越した技能者の表彰の候補者としてふさわしい者として推薦します。

署名 _____ 印 _____

以下、賛同者①の項目に続く。

(様式第3の2)

賛同理由書①

1. 賛同者①

(1) 被推薦者及び推薦者の氏名

被推薦者		推薦者	
ふりがな 氏名 (雅号等)	()	ふりがな 氏名	

(2) 賛同者①の賛同理由 (具体的に記入すること)

--

(3) 賛同者①の氏名等

ふりがな		男・女	年 齢	推薦者との関係
氏 名			満 歳	
現 住 所	〒 -	TEL	- -	被推薦者との関係

(4) 賛同者①の署名

私は、 氏が、 氏を卓越した技能者の候補者として推薦することについて、上記理由により賛同します。

署名 _____ 印 _____

以下、賛同者②の項目に続く。

(様式第3の2)

賛同理由書②

1. 賛同者②

(1) 被推薦者及び推薦者の氏名

被 推 薦 者		推 薦 者	
ふりがな 氏 名 (雅号等)	()	ふりがな 氏 名	

(2) 賛同者②の賛同理由 (具体的に記入すること)

--

(3) 賛同者②の氏名等

ふりがな		男・女	年 齢	推薦者との関係
氏 名			満 歳	
現 住 所	〒 -	TEL - -		被推薦者との関係

(4) 賛同者②の署名

私は、 氏が、 氏を卓越した技能者の候補者として推薦することについて、上記理由により賛同します。

署名 _____ 印 _____

(実施要領 別添)

調書記載要領

本調書は、被推薦者を審査するための基本資料となるものである。したがって、以下に留意の上、必要事項を簡潔明瞭かつ的確に所定欄に記載すること。

なお、調書(2)の「卓越した技能の概要」欄について、一葉で記入することが困難な場合は、上限三葉まで記載して差し支えないこと。また、二葉目以降は都道府県番号(団体推薦及び一般推薦の場合は不要)、都道府県名又は団体名(一般推薦の場合は不要)、職業部門、職種名及び氏名を記入の上、必要な欄のみ記入すること。

(留意事項)

昨年度(以前)の被推薦者をあらためて推薦してくるものについて、調書内容等が過去の推薦調書と同じものが多々見られるので、調書内容や写真を更新するなど工夫をすること。

【調書1】

1 「職業部門」欄

被推薦者が従事する職業の職種が属する本要領の別表に定める職業部門の番号を記入すること。

2 「職種名(1)及び(2)」欄

被推薦者が従事する職種を別表に例示している職種名を参考に記入すること。

3 「氏名」欄

戸籍に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付けること。特に、旧字、新字、略字等は正確に記入すること。

なお、雅号等がある者については、その雅号等を氏名の下に()書きで記入すること。

4 「生年月日」欄

戸籍に記載されている生年月日を記入し、()内に平成26年11月1日現在の満年齢を記入すること。

5 「現住所」欄

郵便番号、現住所及び電話番号を略さずに記入すること。

6 「就業地」欄

「事業所名」欄には、雇用されている場合にあっては雇用事業所名を、自営している場合にあっては屋号等をそれぞれ正確に、また「所在地」欄には、郵便番号、所在地及び電話番号を略さずに記入すること。

7 「職歴」欄

(1) 「職歴」欄には、就業先事業所の名称、職務内容、地位及び役職等を記入すること。

なお、団体等における職歴、公職歴及び団体歴のうち、本表彰と直接関係が無いものは記入しないこと。

(2) 「在職期間」欄には、その職の始期及び終期を記入すること。

なお、現職については、平成26年11月1日をもって終期とすること。

(3) 「在職年月数」欄

月単位で計算した在職年月数を記入すること。

(4) 「重複を除く年月数」欄

表彰に係る技能を要する職種に従事していた期間の合計を記入すること。ただし、同一の時期に2以上の職にあった場合には、どちらか一方の職にあった期間とし、これを重複する期間を除外すること。

8 「表彰」欄

表彰（技能に関連して表彰を受けたもののみ記入すること。）の種類ごとに表彰年月及びその事由を記入すること（表彰を証する書面の写しを添付すること）。

なお、技能に関連する表彰でない、例えば「感謝状」等は記入しないこと。

9 「免許・資格等」欄

免許、資格、特許、実用新案等を有する者についてはその種類と取得年月を記入すること（免許等を証する書面の写しを添付すること）。なお、本表彰と直接関連がない、例えば「普通自動車運転免許」等は記入しないこと。

10 「高度熟練技能者」欄

該当する場合は、認定された年度、業種、職種を記入すること。（認定を証する書面の写しを添付すること）。

11 「ものづくりマイスター」欄

該当する場合は、認定された年度、職種を記入すること（認定を証する書面の写しを添付すること）。

12 「全技連マイスター」欄

該当する場合は、認定された年度、職種を記入すること（認定を証する書面の写しを添付すること）。

13 「技能グランプリ入賞歴」「技能五輪国際大会入賞歴」「技能五輪全国大会入賞歴」欄

該当する場合は、大会名、職種、入賞順位を記入すること（入賞を証する書面の写しを添付すること）。

14 「技能検定」欄

技能士の名称（○級○○技能士）と取得年月を記入すること（技能士証の写しを添付すること）。

【調書2】

1 「卓越した技能の概要」欄

技能者表彰審査委員が具体的に評価する欄であるので、その卓越性を的確に把握し評価できるよう無意味な修飾語を用いることなく具体的且つ分かりやすく記載すること。

また、用語等については、すべてふりがな及び簡単にわかる説明（提出書類「専門的・技術的分野に関する用語等の資料」）を付すこと。

(1) 「技能の概要」欄

関連する他の資料（要領3. 推薦手続について (2) 推薦書類の提出について イ. (ト) その他の資料及び、ロ. (チ) その他の資料) に合わせて、被推薦者の従事する職種、技能の水準、範囲、特徴あるいは他の技能者との比較等の観点から卓越した技能を有するものであることが判定できるよう、特に技能の質的な面を中心に具体的に記入すること。

記述に当たっては、客観性（単に「非常に優れている」ではなく、どのように優れているのか数値で表す等）、明確性（改善実績における本人の技能の関わりの明示等）を心がけること。また、被推薦者の功績・経歴が中心となっているケースが見られるので注意すること。

(2) 「功績・貢献の概要」欄

関連する他の資料に合わせて、その者が当該技能をもって製作又は建造等をしたもので、当該被推薦者の技能の程度の判断に資するとともに、企業、産業界及び社会に対する貢献度等において高く評価されているような代表的な事績について具体的に記入すること。

(3) 「後進指導育成の概要」欄

被推薦者が後進の指導・育成に当たった方法、対象及び範囲等について具体的に記入すること。

(4) 「現役性」欄

被推薦者が現役の技能労働者であるかを確認するため、その者の有する技能に関連した職種における1日平均の就業時間又はその者の有する技能に関連した職種に専ら就業しているか否か等を具体的に記入すること。

2 「過去の推薦回数」欄

過去において被推薦者として厚生労働大臣に推薦した年度を記入するとともに、その推薦回数の合計を記入すること。

なお、初めて推薦する場合は計0回と記入すること。

3 「推薦順位等」欄

(1) 「推薦順位」欄（団体推薦及び一般推薦の場合は不要）

被推薦者の全部門における推薦順位を記入すること。

(2) 「推薦総数」欄（団体推薦及び一般推薦の場合は不要）

被推薦者の全部門における総数を記入すること。

(3) 「選考対象者総数」欄（一般推薦の場合は不要）

被推薦者の推薦に当たり、選考の対象としたすべての員数を記入すること。

4 「推薦者、推薦団体又は賛同者及び推薦理由」欄

推薦者、推薦団体及び賛同者の住所、電話番号、名称（又は氏名）、並びにその推薦理由を記入すること。都道府県推薦の1位の者に関しては、他の候補者と比較して最上位とした理由についても併せて記入すること。

5 調書の記載例

(記載例)

調 書 (1) 都 道 府 県

(様式第2の1)

都道府県番号	都 道 府 県 名	職 業 部 門	職 種 名 (1)	職 種 名 (2)			
〇〇	〇〇県	5	電子応用機械器具組立工	電子計算機組立工			
ふりがな 氏 名 (雅号等)	ぎのう しゅういち 技 能 秀 一 (技 能 修)	職 歴	在 職 期 間	在職年月数	重複を除く 年月数		
生 年 月 日	明治 大正 昭和30年12月10日(58歳) 男・女 平成 (平成26年11月1日現在の年齢)	△△電機㈱に電機工として就職	年 月 日	年 月	40年 7月		
現 住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇号 TEL 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	〇〇電機㈱〇〇工場に電子機器 組立工として入社	自昭49 4 1 至昭51 3 31)	2 0			
就 業 地	事業所名	〇〇電気㈱〇〇工場 事業所全体の 従業員数 (〇〇人)	自昭51 4 1 至平3 3 15)	14 11.5			
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇号 TEL 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	同工場同組立工 伍長 " 作業長 " 係長として現在に至 る	自平3 3 16 至平7 3 31) 自平7 4 1 至平12 3 31) 自平12 4 1 至平26 11 1)		4 0.5 5 0 14 7	
表 彰	(1)第〇回技能五輪全国大会〇位入賞(昭和〇年〇月) (2)卓越技能者〇〇県知事表彰(平成〇〇年〇月) 〇〇に係る卓越技能について表彰 (3)〇〇県職業能力開発協会会長表彰(平成〇〇年〇月) 技能検定の推進貢献について表彰 (4)科学技術庁長官表彰(平成〇〇年〇月) 〇〇用シリコン整流器の開発(創意工夫功労)		免 許 ・ 資 格 等	免 許 ・ 資 格 等 名	取 得 年 月		
高度熟練技能者	ものづくりマスター	全技連マスター	技能グランプリ入賞歴	技能五輪国際大会入賞歴	技能五輪全国大会入賞歴	技能士 の 名 称	取 得 年 月
平成 年度認定	平成 年度認定	平成 年度認定	第 回大会	第 回大会	第 回大会	1 級電気機械組立技 能士	昭和〇〇年〇月
業 種	職 種	職 種	職 種	職 種	職 種	1 級制御盤組立技 能士	昭和〇〇年〇月
職 種	職 種	職 種	第 位	第 位	第 位		

(注) 上記調書は、創作例示である。

(記載例)
調 書 (2) 都 道 府 県

(様式第2の1)

都道府県番号	都道府県名	職業部門	職種名(1)	ふりがな	ぎのうしゅういち	
〇〇	〇〇県	5	電子応用機械 器具組立工	氏 名 (雅 号 等)	技 能 秀 一 (技 能 修)	
卓 越 し た 技 能 の 概 要						
技 能 の 概 要		功 績 ・ 貢 献 の 概 要		後 進 指 導 育 成 の 概 要		
<p>電子分野の試作品製作に長年従事して培った知識・技能を有しており、特に下記の技能に優れている。</p> <p>1. 高信頼性を保障する組立技能 電子機器組立の「はんだ付け」技能と、振動を考慮した組立技能を修練し、その経験と研究の中から、信頼性の高い工法や工程を生み出したその技能は、ハイブリッド車や燃料電池車に搭載されている電子制御製品の試作でも基礎となっており、現在は幅広く標準化されている。</p> <p>2. プリント板アートワーク技能 電子製品の試作では、小型軽量化が重要課題とされ、その完成度はプリント基板の部品実装密度に大きく左右される。 その中でもプリント板のアートワーク作業において、これまで培った優れたノウハウをベースに創意工夫と研究を重ね、新たなアートワークの工法を生み出した。その技能は現在標準化され、多くの電子製品の試作に適用されている。</p>		<p>1. 宇宙産業機器への貢献 人工衛星搭載用の低振動モータと宇宙環境測定装置の製作において、米国航空宇宙局の要求基準をクリアし、製品化を実現した。この技能は、現在運用中の国際宇宙ステーションの実験モジュール内で使用する真空ポンプ用コントローラの製造にも用いられ、宇宙産業事業の拡大に貢献した。</p> <p>2. モータースポーツ活動への貢献 エンジン性能の向上を目指したエンジン制御用コンピュータの試作と量産に取り組んだその結果、高性能な電子部品の組付品質の向上に貢献した。 現在、この工法は標準化され、試作品の組立法として広く活用されることとなった。</p> <p>3. 地球環境への貢献 ハイブリッドや燃料電池車に搭載する電子制御製品に対し、高い組立技能を生かし、インバータなどの新製品の早期製品化果たした。また、その工法は量産にも応用され多大な貢献を果たした。</p>		<p>1. 電気・電子関係の国家検定に実技指導員として活躍し、これまでに〇〇名を合格させ、〇〇県技能競技大会において1位入賞者〇〇名を輩出した。</p> <p>2. 技能五輪大会出場者の指導を通じ、工場よりこれまでに〇〇人を全国大会に出場させた。大会では1位入賞〇名の成績を獲得させると共に〇〇年の国際大会でも1位入賞を果たさせる等、高い指導能力を発揮した。</p> <p>3. 技能検定補佐員として〇〇年にわたり尽力し、〇〇年から検定委員として、検定(電子機器・配電盤組立)の運営に貢献し、現在も県技能検定専門委員として活躍している。</p> <p>4. 中堅・若手技能者の育成を図る上でその核となる監督者層のスキルを向上させるべく積極的に職業訓練指導員を育成し、〇〇名を合格させた。</p>		<p>技能五輪選手を指導する後進の指導員や技能五輪選手の指導、現場管理に尽力している また、自ら電子機器組立工として、訓練課題の作製作業に日々従事している。 現在従事している業務内容とその内訳は次のとおりである。</p> <p>就業時間〇時間 1. 新規課題の検討及び仕様書類の作製(〇時間) 2. 指導方法や訓練内容の検討及び改善(〇時間) 3. 職場内の巡視と指導員や選手への指導・教育(〇時間)</p>
過去の推薦回数			推 薦 者 及 び 推 薦 理 由	(所在地又は住所)		
24年度	年度	年度		〒 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇号 TEL〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
年度	年度	年度		(推薦者氏名)		
年度	計			〇〇県知事 〇〇 〇〇		
推薦順位等				(推薦理由)		
推薦順位			電子分野の試作品製作における「はんだ付け」を始め、試作品の完成されるまでに必要な電子回路技術、組付技能、計測・評価技能などの電子機器組立に関する技能に卓越している。その技能を活かして、宇宙産業機器や自動車用電子制御製品、ITS製品などの多くの試作を担当し、製品化まで導いた。また、幾多の改善による生産性及び品質の向上や、職場安全に寄与するとともに、多くの後進技能者の指導・育成に貢献した。以上のことから本被推薦者は、電子機器組立に関する優れた技能を伝承するなど、多くの実績があり、県1位として推薦する。			
推薦総数			10名			
選考対象者総数			36名			

(注) 上表調書は、創作例示である。

(記載例)

(様式第3の1)

推薦理由書

1. 被推薦者

ふりがな 氏名 (雅号等)	ぎのう しゅういち	男 ・ 女	生年月日	
	技能秀一 (技能修)		明大昭	30年12月10日(58歳)
現住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇号		TEL〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	

2. 推薦者の推薦理由(具体的に記入すること)

〇〇〇氏は、昭和〇〇年〇〇会社に〇〇工として入社し、以降終始〇〇〇の製造の業務に従事し、その間技能の研さんに努めて精励し、次のごとく卓越した技能を有し幾多の考案、改善によって生産能率の増進に貢献するとともに後進技能者の指導育成に尽くしたものであるが、特に〇〇〇の技能については業界における第一人者といわれている。

1. 〇〇〇の技能

2. 功績・貢献〇〇〇の考案
昭和〇〇年〇月の・・・

3. 後進の指導育成

3. 推薦者の氏名等

ふりがな 氏名	△△△△ △△△△	男 ・ 女	年齢	推薦書提出年月日
	△ △ △ △		満〇〇歳	平成〇〇年〇〇月〇〇日
主要経歴	1 自営業 4 団体職員 7 学生 2 会社経営者 5 公務員 8 その他() 3 会社員 6 主婦		被推薦者との関係	
			会社の上司	
現住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇号		TEL〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 E-mail〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	

4. 推薦者の署名

私は、以下に続く2名の賛同を得て、上記推薦理由により、技能秀一氏を卓越した技能者の表彰の候補者としてふさわしい者として推薦します。

署名 _____ 印 _____

以下、賛同者①の項目に続く。

(記載例)

(様式第3の2)

賛同理由書①

1. 賛同者①

(1) 被推薦者及び推薦者の氏名

被 推 薦 者		推 薦 者	
ふりがな	ぎ の う し ゅ う い ち	ふりがな	△△△△ △△△△
氏 名 (雅号等)	技 能 秀 一 (技 能 修)	氏 名	△ △ △ △

(2) 賛同者①の賛同理由 (具体的に記入すること)

〇〇〇〇氏は、〇〇における技能に卓越し、〇〇技術の開発に多大な貢献をした。さらに技能者の育成に尽力するなど、〇〇業界における技能振興に牽引車的役割を果たしている。
また、・・・

(3) 賛同者①の氏名等

ふりがな	〇〇〇〇 〇〇〇〇	男 ・ 女	年 齢	推薦者との関係
氏 名	〇 〇 〇 〇		満 〇 〇 歳	会社の部下
現 住 所	〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇号 TEL〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		被推薦者との関係	
			会社の同僚	

(4) 賛同者①の署名

私は、△△△△氏が、技能秀一氏を卓越した技能者の候補者として推薦することについて、上記理由により賛同します。

署名 _____ 印 _____

以下、賛同者②の項目に続く。

(記載例)

(様式第3の2)

賛同理由書②

1. 賛同者②

(1) 被推薦者及び推薦者の氏名

被 推 薦 者		推 薦 者	
ふりがな 氏 名 (雅号等)	ぎ の う し ゅ う い ち ----- 技 能 秀 一 (技 能 修)	ふりがな 氏 名	△△△△ △△△△ ----- △ △ △ △

(2) 賛同者②の賛同理由 (具体的に記入すること)

〇〇〇〇氏は、〇〇における技能に卓越し、〇〇技術の開発に多大な貢献をした。さらに技能者の育成に尽力するなど、〇〇業界における技能振興に牽引車的役割を果たしている。
また、・・・

(3) 賛同者②の氏名等

ふりがな 氏 名	〇〇〇〇 〇〇〇〇 ----- 〇 〇 〇 〇	男 ・ 女	年 齢 満 〇 〇 歳	推薦者との関係 会社の部下
現 住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇号 TEL〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇			被推薦者との関係 会社の同僚

(4) 賛同者②の署名

私は、△△△△氏が、技能秀一氏を卓越した技能者の候補者として推薦することについて、上記理由により賛同します。

署名

印

技能者表彰規程（昭和 42 年労働省告示第 38 号）

（目 的）

第一条 この規程は、卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の
気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図ることを目的とする。

（表彰者及び被表彰者）

第二条 表彰は、厚生労働大臣が、次の各号のすべてに該当する者について行う。

- 一 きわめてすぐれた技能を有する者
- 二 現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者
- 三 技能を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者
- 四 他の技能者の模範と認められる者

（表彰の方法等）

第三条 表彰は、毎年 1 回、表彰状、卓越技能章及び褒賞金を授与して行うものとする。

- 2 表彰状の様式は、別表第 1 のとおりとする。
- 3 卓越技能章は、盾及び徽章とし、その形状及び制式は、別表第 2 のとおりとする。

（被表彰者の選定）

第四条 表彰を受ける者は、都道府県知事、全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくはその連合体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他当該表彰を受ける者の推薦に当たる者が推薦した者のうちから、厚生労働大臣が選定する。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規程により選定を行うに当たっては、これを公正かつ適切に行うため、技能者表彰審査委員の意見をきくものとする。
- 3 技能者表彰審査委員に関し必要な事項は、別に定める。

（表彰状等の返納）

第五条 厚生労働大臣は、第三条に規定する表彰状及び卓越技能章を授与された者が、禁錮以上の刑に処せられ、又は被表彰者としてふさわしくない非行のあったときは、これを返納させることができる。

（細 目）

第六条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な細目は、厚生労働省職業能力開発局長が定める。

表彰状

(被表彰者氏名) 殿

あなたは卓越した技能をもつて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与し技能者の模範と認められるので卓越技能章を授与して表彰します

平成 年 月 日

厚生労働大臣

氏名 印

卓越技能章（盾）の形状

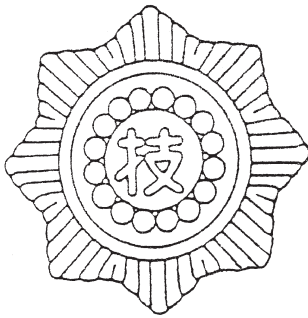


卓越技能章（盾）の制式

地	質	木材及び金属					
大	き	さ	たて二十八センチメートル よこ二十二センチメートル				
地	は	だ	黒うるしつやけし仕上げ				
中	央	の	金	属	部	銀めっきいぶし仕上げ	
卓	越	技	能	章	の	部	銀めっきみがき仕上げ
プ	レ	ー	ト	の	部	銀めっきつやけし仕上げ	

卓越技能章（徽章）の形状

表 面



裏 面



卓越技能章（徽章）の制式

地	質	土台純銀、のせこ金	
大	き	さ	直径十五・五ミリメートル
表 面	文 字 の 部	金仕上げ	
	小 花 の 部	銀仕上げ	
	輪 の 内 側 の 部	銀古美仕上げ	
	輪 の 部	銀みがき仕上げ	
	花 弁 の 部	金めっきみがき仕上げ	
裏	面	金めっきみがき仕上げ	

技能者表彰審査委員規程（昭和 42 年労働省訓第 8 号）

（設 置）

第一条 技能者表彰規程（昭和 42 年労働省告示第 38 号以下「表彰規程」という。）に基づき表彰を受ける者の選定を公正かつ適切に行うため、厚生労働省職業能力開発局に技能者表彰審査委員（以下「委員」という。）を置く。

（委 嘱）

第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が委嘱する。

（委員の種類及び職務）

第三条 委員は、総合審査委員及び部門別審査委員とする。

- 2 総合審査委員は、部門別審査委員の審査を経た被表彰候補者について、総合的な見地から表彰を行うことの適否を審査して、厚生労働大臣に意見を具申する。
- 3 部門別審査委員は、その担当する職業部門に係る被表彰候補者について、表彰を行うことの適否を審査して、厚生労働大臣に意見を具申する。

（任 期）

第四条 委員の任期は、2 年とする。

- 2 委員は非常勤とする。

（その他の事項）

第五条 この規程に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、厚生労働省職業能力開発局長が定める。